

横瀬町学校施設長寿命化計画

令和2年12月
横瀬町

« 目 次 »

第1章 学校施設の長寿命化計画の背景・目的等	1
1－1 背景	1
1－2 目的	1
1－3 計画の位置づけ	1
1－4 計画期間	2
1－5 対象施設	2
第2章 学校施設の目指すべき姿	3
第3章 学校施設の実態	6
3－1 本町の人口、財政等の状況	6
3－2 学校施設の運営状況・活用状況等の実態	9
3－3 学校施設の老朽化状況の実態	13
3－4 長寿命化の効果	19
第4章 学校施設整備の基本的な方針等	22
4－1 学校施設の長寿命化計画の基本方針	22
4－2 学校施設の規模・配置計画等の方針	23
4－3 改修等の基本的な方針	23
第5章 基本的な方針等を踏まえた施設整備の水準等	26
5－1 改修等の整備水準	26
5－2 維持管理の項目・手法等	28
第6章 長寿命化の実施計画	29
6－1 改修等の優先順位づけと実施計画	29
6－2 維持・更新等費用の見通し	30
第7章 長寿命化計画の継続的運用方針	38
7－1 情報基盤の整備と活用	38
7－2 推進体制等の整備	38
7－3 フォローアップ	38

第1章 学校施設の長寿命化計画の背景・目的等

1-1 背景

- 横瀬町（以下、「本町」という。）では、児童・生徒一人ひとりの能力に応じた指導（個に応じた指導）を充実させ、新たな時代に活躍できる人材育成を目指して教育活動を展開しています。
- 本町の学校教育系施設は、町有施設全体のうち約 36% を占め、延床面積は 12,604 m²を有しています。
- 学校施設は、老朽化が進むにつれ、更新需要が高まる中、国や地方自治体の財政は厳しく、従来の整備方法では対応が困難となっていく見込みです。このため、文部科学省は、全国の教育委員会に対し、2020（令和2）年度までに公立学校施設に係る個別施設計画を策定し、学校施設の改修等について計画的に取り組むよう求めています。
- 本町においても、今後多くの施設整備を行う必要がある一方で、人口減少や少子高齢化の進展による社会構造の変化に伴い、財政状況はより厳しくなると予想されます。
- こうした背景から、学校施設を可能な限り長期に使用し、施設整備に係るコストを抑制することを考慮した学校施設の長寿命化に向けた検討を行う必要があります。

1-2 目的

- 横瀬町学校施設長寿命化計画（以下、「本計画」という。）は、「総合管理計画」を推進するため、学校施設の中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図るとともに、学校施設に求められるより良い教育環境を確保することを目的としています。

1-3 計画の位置づけ

- 本計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」に規定される個別施設計画に位置づけられるものです。

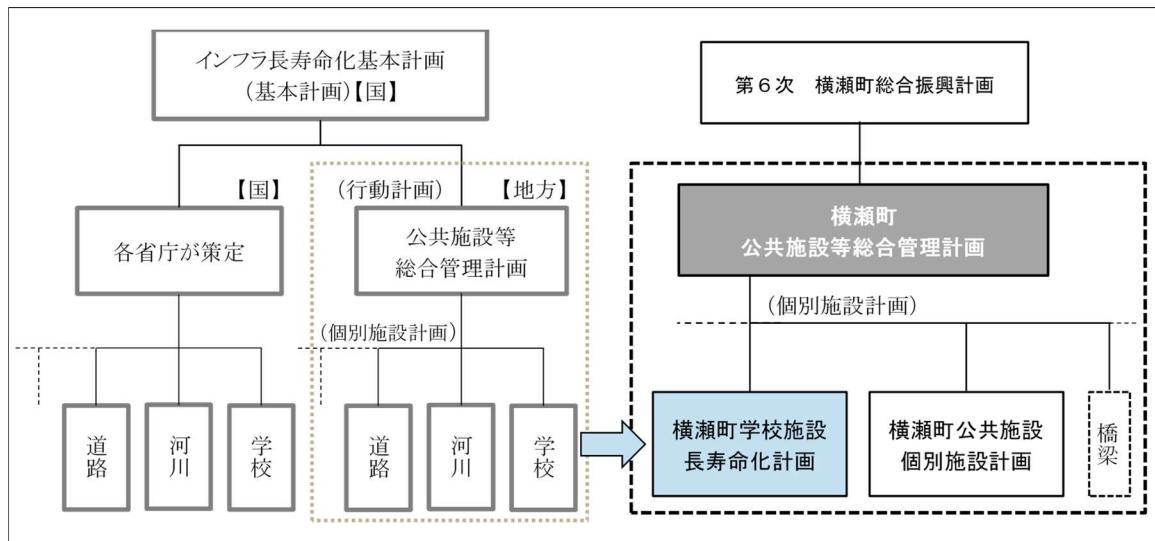


図 1－1 本計画の位置づけ

1－4 計画期間

- 本計画の計画期間は、総合管理計画の計画期間を踏まえ、2021（令和3）年度から2056（令和38）年度までの36年間とします。なお、維持・更新コストの試算期間は40年間とします。

計画期間：2021（令和3）年度から2056（令和38）年度までの36年間

- 本計画は、上位計画等の見直しや社会情勢の変化などの状況に応じて、適宜見直しを行います。

1－5 対象施設

- 本計画の対象施設は、本町が所有する学校教育系施設（小学校1校、中学校1校、学校給食調理場1箇所の計3施設）とします。

表 1－1 対象施設

	施設数	棟数（棟）
小学校	1	4
中学校	1	4
学校給食調理場	1	1
計	3	9

第2章 学校施設の目指すべき姿

- 本町の上位計画等における学校施設整備に関する事項を基本として、学校施設の目指すべき姿を示します。

第6次横瀬町総合振興計画 令和2年3月 (第2期横瀬町地方創生総合戦略)

【基本構想】

計画期間：2020(令和2)年度～2027(令和9)年度

目指すべき将来ビジョン：日本一住みよい町、日本一誇れる町

計画の目標：Colorful Town (カラフルタウン)

【基本計画・各論】<抜粋>

①の柱：人づくり

■取り組む主な施策

- ・学校教育において、教職員の資質・能力の育成や働き方改革の推進、校舎などの施設環境の充実に努めることで、児童生徒一人ひとりの個性と人格を尊重し、生きる力（確かな学力・豊かな人間性・たくましく生きるための健康と体力）を着実に育むとともに、主体的に学ぶ意欲、情報活用能力や非認知能力を高めます

■達成すべき主な指標

- ・小学校校舎改築件数（2023年に改築）
- ・埼玉県学力・学習状況調査 「規律ある態度」達成目標 80%
(基準値：67項目/72項目 → 2023年 72項目/72項目)
- ・学校教育支援者率（基準値：3.78% → 2023年 5.00%）

⑦の柱：人の輪づくり

■取り組む主な施策

- ・実行委員会組織による学校応援団やコミュニティスクールの実施、町内外の様々な資源を活用したイベント等を通じて、学校・家庭・地域が連携し、社会に開かれた学校・教育環境の整備を推進します

■達成すべき主な指標

- ・学校教育支援者率（基準値 3.78 → 2023年 5.00）

横瀬町教育振興基本計画（令和2年度～令和5年度）

【基本理念】

色彩豊かな美しい町・多様な幸せのある町（カラフルタウン）という町政の基本理念に基づき、横瀬町民憲章や埼玉県教育行政重点施策をふまえ、次代を担う子供を育てる教育行政を推進する。

【目標】

互いを尊重し、たくましく・楽しく、生きる力を育む

【基本方針】

- 児童生徒の生きる力を着実に育む
- 質の高い学校教育を支えるための環境を整備する
- 横瀬町ならではの学校・家庭・地域が一体となった教育を推進する
- 生涯にわたる学びの支援並びに文化・芸術・スポーツの充実に努める

【施策の方向性と主な取組】<抜粋>

1 確かな学力の育成

- (1) 一人ひとりを確実に伸ばす教育の推進
 - ・ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくり
 - ・ＩＣＴを活用したわかりやすい授業
- (4) 時代の変化に対応する教育の推進
 - ・タブレット活用による外国語授業の実施
 - ・教育ＩＣＴを活用した主体的・対話的で深い学びに向けた授業の実施

7 質の高い教育を支えるための環境の整備

- (1) 小・中学校校舎の整備・充実
 - ・校舎改築、既存施設改修、外構整備等の小学校整備事業の実施
 - ・中学校校舎、設備等の施設利用計画の策定及び事業実施
 - ・学校施設用地（借地部分）の買収計画策定及び事業実施
- (2) 学習環境の整備・充実
 - ・個別施設計画による計画的な維持管理の実施
 - ・定期的な点検・調査等により危険個所を把握し、迅速な対応による事故の未然防止
 - ・施設のバリアフリー化の推進
 - ・調べ学習等で利活用できる教育ＩＣＴと連携した学校図書館の充実
 - ・教育ネットワークの整備と情報セキュリティの確保
 - ・普通教室をはじめ校内どこでも使える無線ＬＡＮ環境の整備
 - ・児童生徒用パソコンの一人1台化の推進
- (3) 児童生徒の安全・安心の確保
 - ・通学路点検の実施
 - ・防災、防犯教育の実施
 - ・スクールバスの運行

【主な上位計画等の位置づけ】

【学校施設の目指すべき姿】

(1) 快適な学習環境を備えた学校施設

- ・学校施設の充実
- ・学校図書館の充実
- ・無線 L A N 環境の充実
- ・児童生徒用パソコンの一人1台化
- ・I C T の活用
- ・ユニバーサルデザインの導入
- ・施設のバリアフリー化

- ・教育環境に求められる機能は、時代の変化に伴い多様化します。子どもたちと教職員にとって良好な教育環境の維持・向上を図りながら、I C T 教育を推進し、多様な学習活動のニーズに対応できる学校施設を目指します。
- ・児童生徒だけでなく、職員や地域住民の利用にも配慮して、バリアフリー化やユニバーサルデザインを導入した学校施設を目指します。

(2) 安全で安心な学校施設

- ・防災、防犯教育の実施
- ・情報セキュリティの確保

- ・学校施設は、子どもたちの学習の場、生活の場であることから、教育環境として安全安心が求められます。地震に対する耐震性の確保、災害時の避難施設として充実させるとともに、老朽化する施設の改築を進め、子どもたちに安全安心そして快適な学校施設を目指します。

(3) 効率的・効果的に持続可能な学校施設

- ・小学校整備事業
- ・中学校校舎、設備等の施設利用計画

- ・老朽化した学校施設等の維持保全や更新等には多大な財政負担が伴います。今後の学校施設の維持保全については、本町の財政状況を踏まえつつ、建替えと長寿命化を併用し、長寿命化を図る施設については、ライフサイクルコストを縮減し、持続可能な学校施設を目指します。

第3章 学校施設の実態

3-1 本町の人口、財政等の状況

(1) 人口の将来見通し

- 2015（平成27）年の人口は8,512人となっています。1990（平成2）年からの推移をみると、1995（平成7）年をピークに減少を続けています。
- 本町の人口ビジョンの推計値では、2040（令和22）年の目標人口を6,432人としています。
- 年少人口の割合をみると、1990（平成2）年以降減少を続けており、2015（平成27）年では12.1%となっています。人口ビジョンによる推計値では、2025（令和7）年頃まで減少し、その後増加に転じて2040（令和22）年では14.1%となることを目指しています。

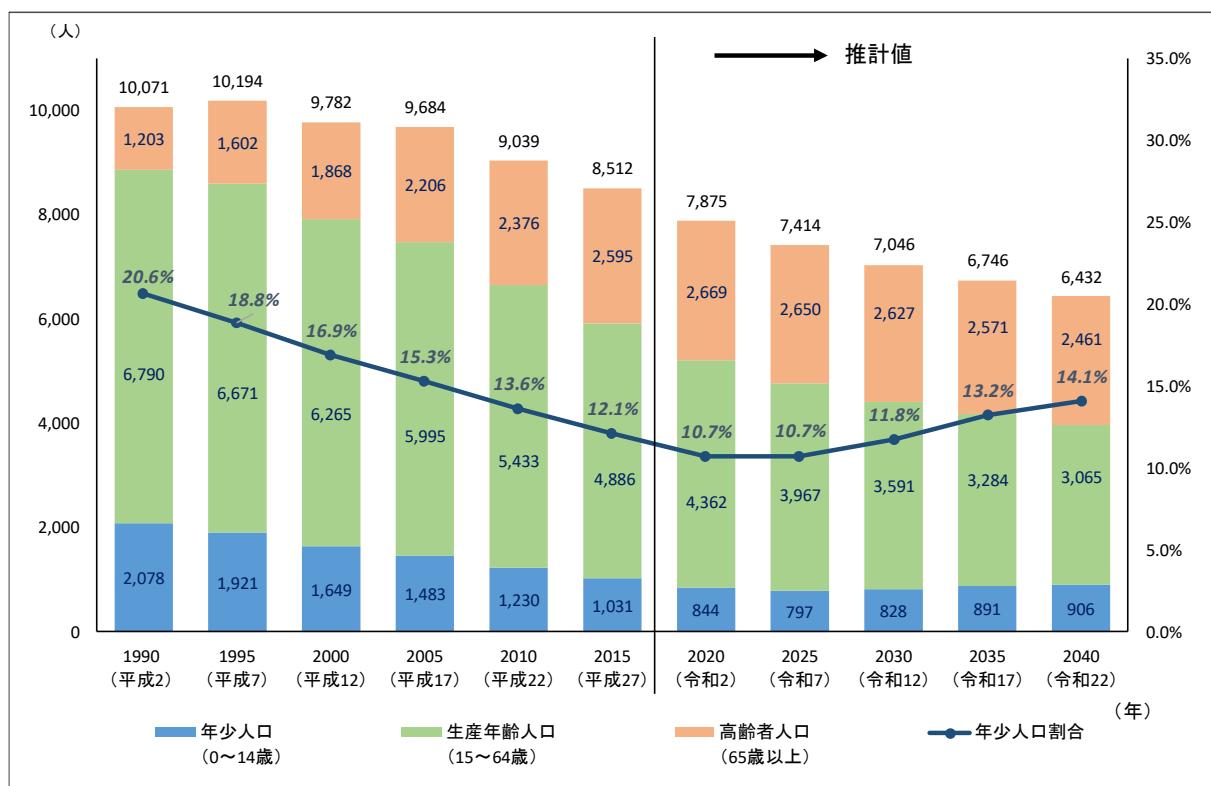


図3-1 本町の年齢3区分別人口の将来見通し

資料：国勢調査、横瀬町人口ビジョン

(2) 歳入・歳出(普通会計)の状況

- 2019(令和元)年度の決算額は、歳入が約37億円、歳出が約35億円となっています。
- 2020(令和2)年度以降の推計値では、高齢化等の進行により、扶助費の増加は継続することが見込まれています。一方、一般財源の伸びが期待できない状況の中では、公共施設等の整備に要する経費である普通建設事業費をこれまでの水準で維持し続けることが難しくなると考えられます。

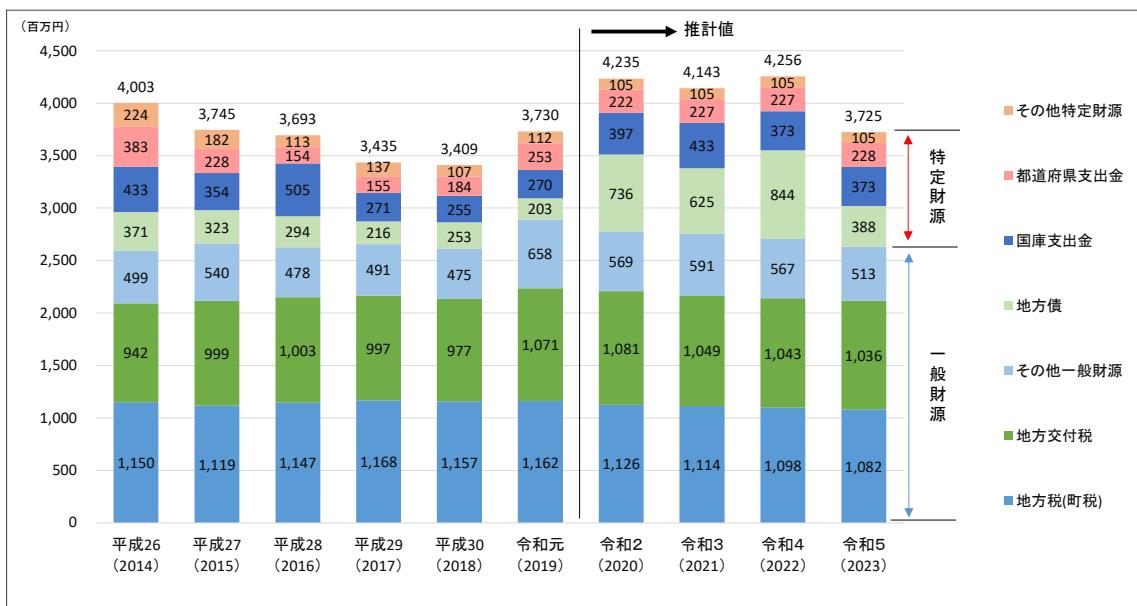


図3-2 歳入額(普通会計)の推移

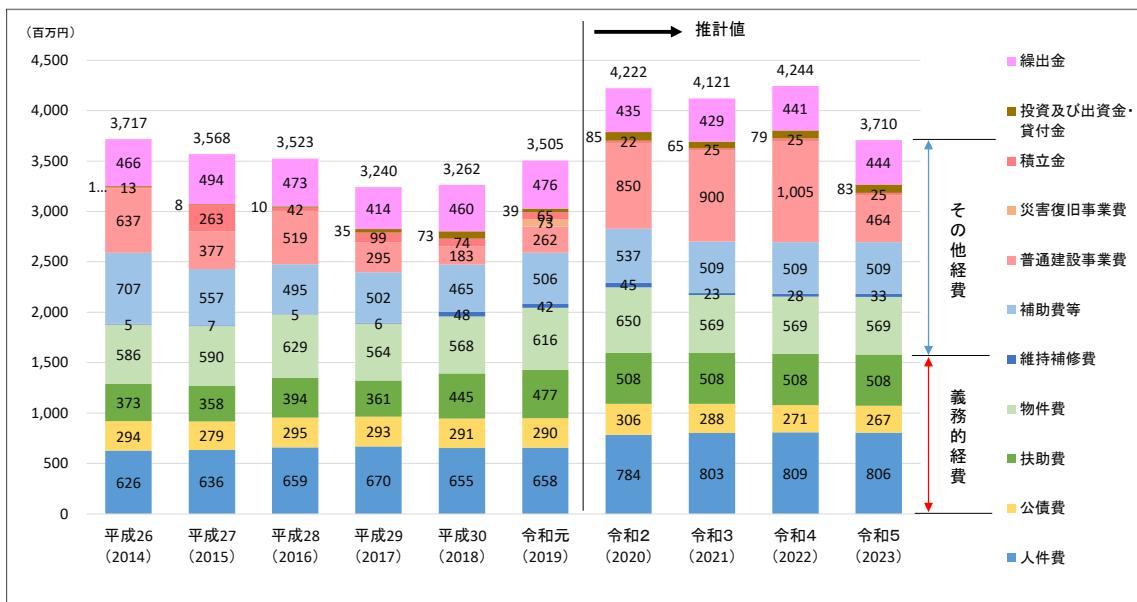


図3-3 歳出額(普通会計)の推移

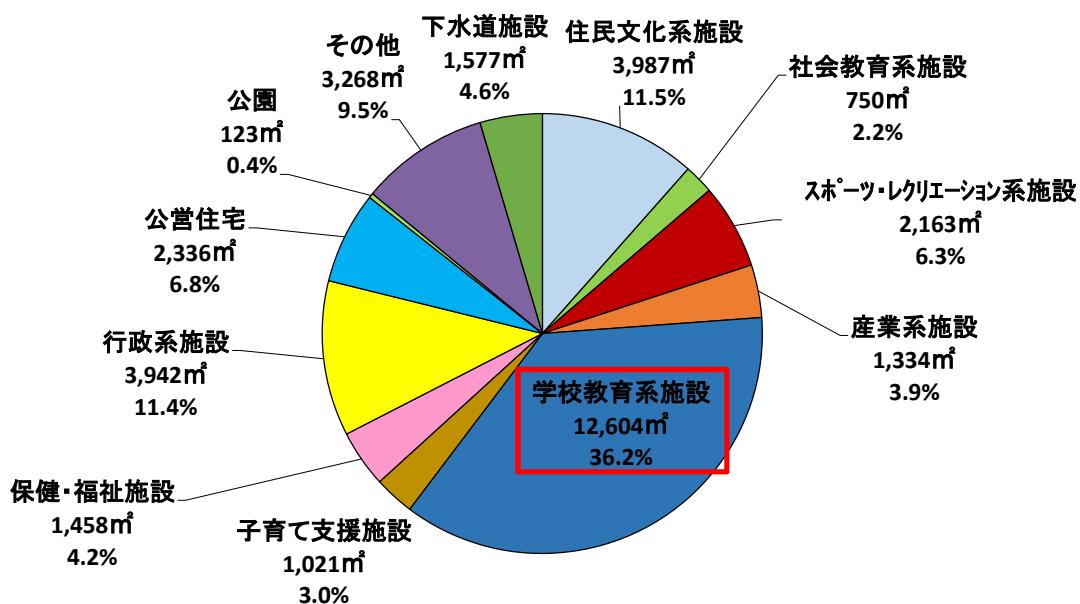
資料：横瀬町資料

(3) 公共施設における学校教育系施設の割合

- 本町の公共施設は、2016（平成28）年4月1日現在で53施設あり、総延床面積は約34,562m²です。
- このうち、学校教育系施設は3施設、延床面積12,604m²あり、全体の約36%と最も多くを占めています。

表3-1 公共施設の建物数と施設規模

施設分類	施設		延床面積	
	(建物数)	(%)	(m ²)	(%)
住民文化系施設	4	3.1	3,987	11.5
社会教育系施設	2	1.5	750	2.2
スポーツ・レクリエーション系施設	13	9.9	2,163	6.3
産業系施設	9	6.9	1,334	3.9
学校教育系施設	28	21.4	12,604	36.2
子育て支援施設	4	3.1	1,021	3.0
保健・福祉施設	2	1.5	1,458	4.2
行政系施設	19	14.5	3,942	11.4
公営住宅	10	7.6	2,336	6.8
公園	8	6.1	123	0.4
その他	30	22.9	3,268	9.5
合計	131	100.0	34,562	100.0



※端数処理の関係で合計が一致しない場合があります。

図3-4 公共施設の施設分類別延床面積の構成比

資料：横瀬町公共施設等総合管理計画

3-2 学校施設の運営状況・活用状況等の実態

(1) 対象施設

- 対象施設は下表のとおりで、小学校1校、中学校1校、学校給食調理場1施設があります。
- 対象建物は9棟あり、築30年以上の建物は8棟、約1.1万m²を占め、築30年未満の建物は1棟、808 m²となっています。築50年以上の建物は3棟、3,599 m²で全体の約31%を占めており、築年数が経過した建物が多く占めています。

表3-2 対象施設一覧

分類	学校名	棟名 (建物名)	構造	階数	延床面積 (m ²)	建築年		築年数
						和暦	西暦	
小学校	横瀬小学校	第2校舎	RC	3	1,386	S 35	1960	60
		第1校舎	W	2	1,047	S 8	1933	87
		第3校舎	RC	4	1,468	S 48	1973	47
		特別教室棟	S	1	432	H 2	1990	30
中学校	横瀬中学校	校舎B棟	RC	3	1,166	S 38	1963	57
		屋内運動場	S	2	2,157	S 47	1972	48
		倉庫(旧技術科室)	S	1	355	S 52	1977	43
		校舎A棟	RC	4	2,974	S 54	1979	41
学校給食調理場			S	1	808	H 22	2010	10

資料：令和元年度学校施設台帳等

築年別整備状況

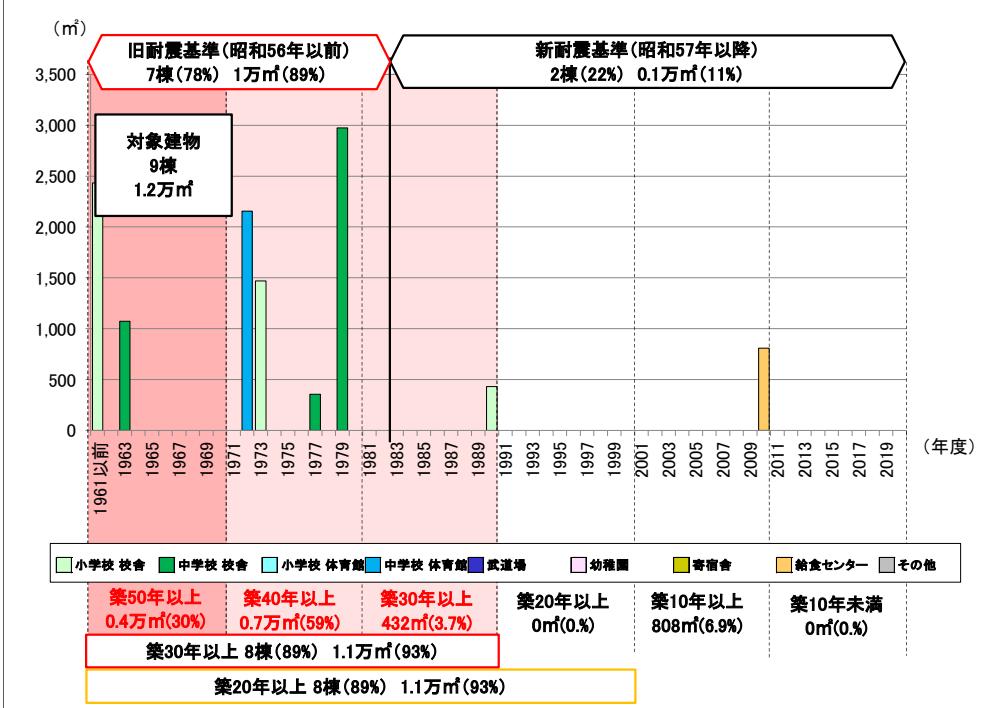


図3-5 計画対象施設の建築年別整備状況

(2) 児童生徒数及び学級数の変化

① 小学校の状況

- 2019(令和元)年度は、児童数が392人、学級数が16学級となっています。
- 2014(平成26)年度以降の推移をみると、緩やかな減少傾向にあります。近年は横這いとなっています。学級数については概ね一定の数で推移しています。

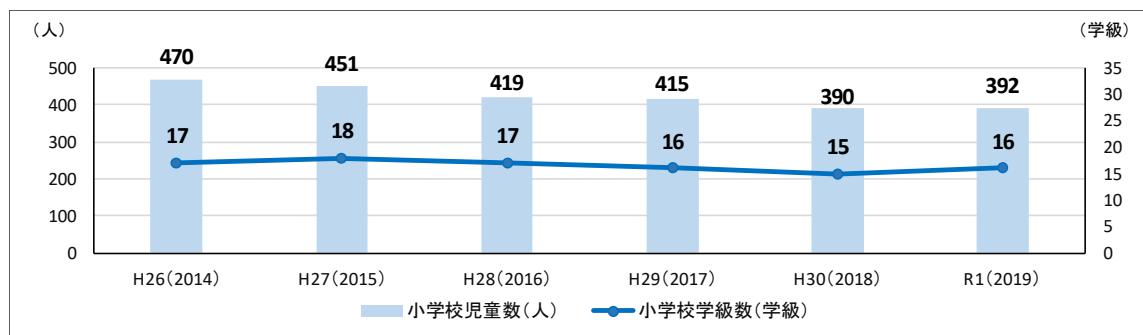


図3-6 児童数及び学級数の推移

② 中学校の状況

- 2019(令和元)年度は、生徒数が203人、学級数が8学級となっています。
- 2014(平成26)年度以降の推移をみると、生徒数、学級数ともに緩やかな減少で推移しています。

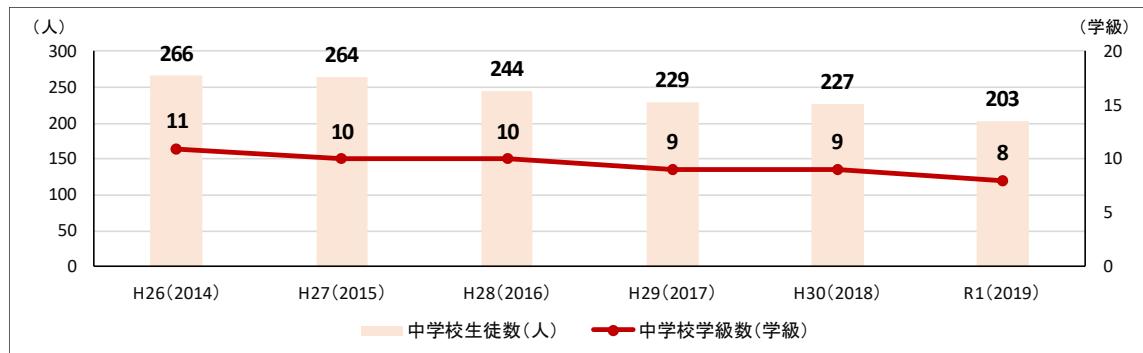
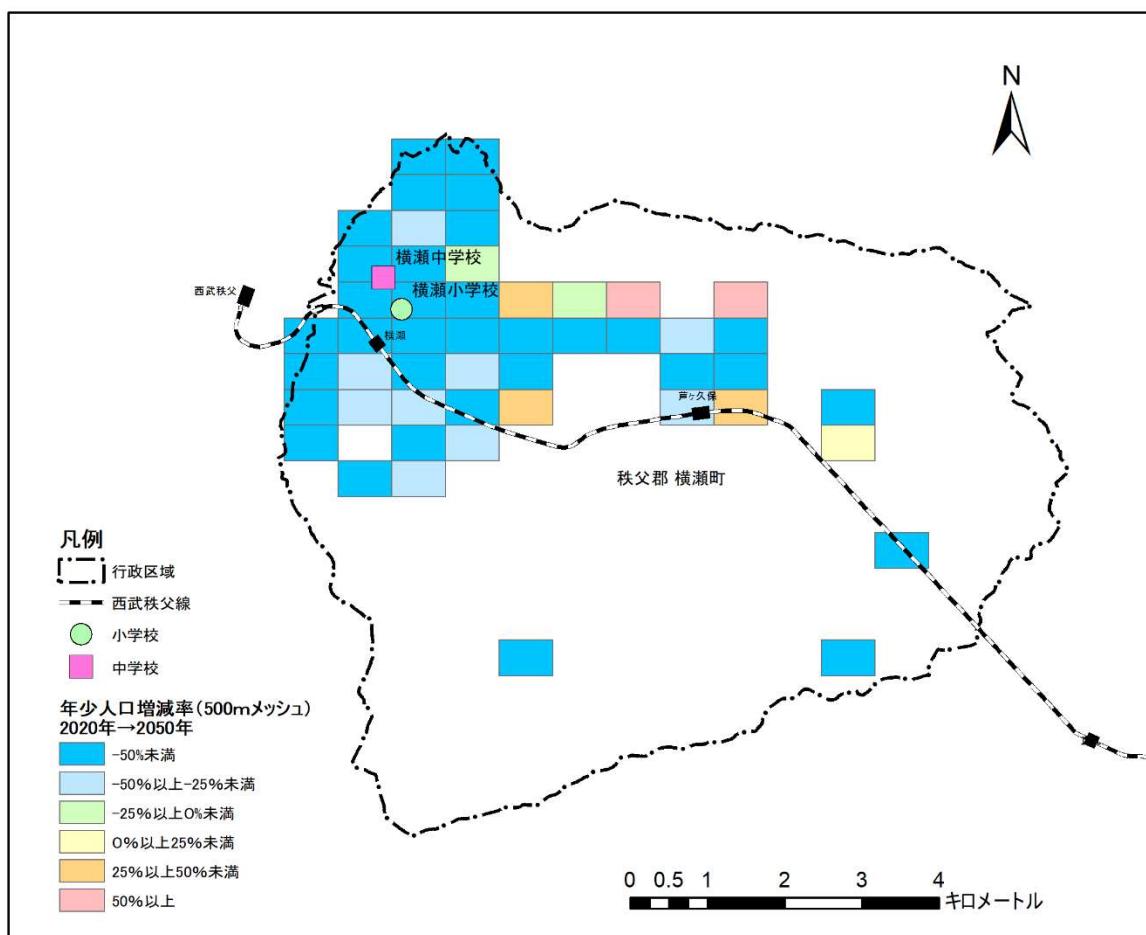


図3-7 生徒数及び学級数の推移

資料：横瀬町資料

(3) 学校施設の配置状況

- 学校施設の配置状況は下図のとおりで、小学校と中学校が1校ずつ立地しています。
- 学校区については、小学校区、中学校区とも町域全体となります。
- 2020（令和2）年から2050（令和32）年の間の年少人口（0～14歳）の見通しは、大部分の地域で減少が見込まれており、市街地ほど減少幅が大きくなっています。



資料：国土数値情報

図3－8 学校位置図

(4) 施設関連経費の推移

- 過去5年の学校施設に関する支出額は下表のとおりで、5年間の平均は約3,300万円/年となっています。

表3－3 施設関連経費の推移（単位：千円）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	平均
施設整備費	2,793	8,863	23,385	27,098	25,418	17,512
維持修繕費	1,316	1,482	1,207	1,103	1,124	1,246
光熱水費・委託費	14,645	13,508	14,343	14,432	13,896	14,165
合計	18,754	23,853	38,935	42,633	40,438	32,923

資料：横瀬町資料

施設整備費：校舎、体育館、給食室、プール、グランド、共用設備（受変電、自家発、受水、排水）の整備にかかる経費

維持修繕費：日常的にかかった維持管理にかかる経費

委託費：警備費、エレベーター、電気設備の点検業務にかかる経費

光熱水費：電気代、ガス代、上下水道代、燃料費

3－3 学校施設の老朽化状況の実態

(1) 構造躯体の健全性

- 長寿命化を図る場合には、建物の骨組みにあたる構造躯体の健全性を確認し、建物の長寿命化改修が可能かどうかの判断が重要となります。文部科学省の基準ではRC造の建物のコンクリート圧縮強度が 13.5N/mm^2 を基準として構造躯体の健全性を評価します。S造及び木造等の建物については、鉄骨の腐食状況を目視により確認し、長寿命化改修の可否を判断します。
- 基準以下となるものは「要調査」建物として整備実施段階において詳細な調査を実施し、最終的な長寿命化改修の可否を判断します。

(2) 構造躯体以外の劣化状況等の評価の方法

- 構造躯体以外の劣化状況等の把握は、解説書に基づき、下表に示す部位・設備について実施しています。

表3－4 劣化状況調査の主な調査項目

部位・設備	主な調査項目
構造部	ひび割れ、さび汁、白華、鉄筋露出、欠損等
建築部位	
屋根・屋上	屋上床面のひび割れ・浮き・剥離・摩耗等、目地・シーリング材の損傷等、排水溝・排水口・雨樋のつまり等
外壁	外壁仕上材の剥落・白華・ひび割れ・浮き・さび・変形等、目地・シーリング材の損傷等
内部仕上	天井・壁の漏水跡、天井・壁・床の仕上材の浮き・たわみ・ひび割れ・剥落・損傷等
機械設備	給排水設備、空調・換気設備、衛生設備、消防設備の不具合等
電気設備	受変電設備、照明器具の不具合等

- 劣化度評価は、屋根・屋上、外壁は目視調査で、内部仕上げ、電気設備、機械設備は経過年数を考慮して調査し、A、B、C、Dの4段階で評価しています。
- 評価基準は、次に示すとおりです。

【屋根・屋上、外壁】

評価	基準
A	概ね良好
B	部分的に劣化(安全上、機能上、問題なし)
C	広範囲に劣化(安全上、機能上、不具合発生の兆し)
D	早急に対応する必要がある。 (安全上、機能上、問題あり) (躯体の耐久性に影響を与えてる) (設備が故障し、施設運営に支障を与えてる)等

【内部仕上げ、電気設備、機械設備】

評価	基準
A	20年未満
B	20年～40年
C	40年以上
D	経過年数に関わらず著しい劣化事象がある場合

(3) 健全性及び劣化状況等の評価結果

- 構造躯体の健全性の評価及び構造躯体以外の劣化状況等の評価結果は、以下に示すとおりです。
- 横瀬小学校の教室棟2棟(表3-5内の通し番号:1,3の施設)については、解体が検討されていたため、劣化状況評価は行いませんでした。

表3-5 建物の健全性及び劣化状況等の評価結果

								構造躯体の健全性			劣化状況評価					備考	試算対象施設		
通し番号	施設名	建物名	構造	階数	延床面積(m ²)	建築年度		築年数	耐震安全性			屋根・屋上	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備	健全度(100点満点)		
						西暦	和暦		基準	診断	補強								
1	横瀬小学校	第2校舎	RC	3	1,386	1960	S35	60	旧	済	済	-	-	-	-	-	0	R4年度解体	●
2	横瀬小学校	第1校舎	W	2	1,047	1933	S8	87	旧	済	済	B	B	B	C	C	66		●
3	横瀬小学校	第3校舎	RC	4	1,468	1973	S48	47	旧	済	済	-	-	-	-	-	0	R4年度解体	●
4	横瀬小学校	特別教室棟	S	1	432	1990	H2	30	新			B	B	B	B	B	75	R5年度解体	●
5	横瀬中学校	校舎B棟	RC	3	1,166	1963	S38	57	旧	済	済	C	C	B	C	C	53		●
6	横瀬中学校	屋内運動場	S	2	2,157	1972	S47	48	旧	済	済	C	C	B	C	C	53		●
7	横瀬中学校	倉庫(旧技術科室)	S	1	355	1977	S52	43	旧	-	-	C	C	C	C	C	40		●
8	横瀬中学校	校舎A棟	RC	4	2,974	1979	S54	41	旧	済	済	B	B	A	C	C	75		●
9	学校給食調理場	調理場	S	1	808	2010	H22	10	新			B	B	B	A	A	81		●

※. 健全度の算定方法について（学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書より）

- 健全度とは、各建物の5つの部位について劣化状況を4段階で評価し、100点満点で数値化した評価指標です。
- 「①部位の評価点」と「②部位のコスト配分」を下図のように定め、「③健全度」を算定します。なお、「②部位のコスト配分」は、文部科学省の「長寿命化改良事業」の校舎の改修比率算定表を参考に、同算定表における「長寿命化」の7%分を、屋根・屋上、外壁に按分しています。

①部位の評価点	②部位のコスト配分		③健全度 総和(部位の評価点×部位のコスト配分) ÷ 60
	部位	コスト配分	
A 100	1 屋根・屋上	5.1	
B 75	2 外壁	17.2	
C 40	3 内部仕上げ	22.4	
D 10	4 電気設備	8.0	
	5 機械設備	7.3	
	計	60.0	

算出例(横瀬小学校 第1校舎)	
部位	評価
1 屋根・屋上	B
2 外壁	B
3 内部仕上げ	B
4 電気設備	C
5 機械設備	C

評価点	配分
→ 75	× 5.1 = 383
→ 75	× 17.2 = 1,290
→ 75	× 22.4 = 1,680
→ 40	× 8.0 = 320
→ 40	× 7.3 = 292
	計 3,965
	÷ 60
	健全度 66

(4) 学校施設ごとの劣化状況

- 学校施設ごとの主な劣化状況は以下のとおりです。

① 横瀬小学校

劣化の概況

建替え計画があるため、第1校舎（木造校舎）と特別教室棟が劣化調査の対象となっています。

〔第1校舎（木造校舎）〕

- ・第1校舎では、更衣室の屋根に錆がみられ、2階の天井及び柱、窓枠などで漏水跡がみられます。2階廊下の天井部材にはわずかな変形破損もみられます。
- ・外部建具（雨樋、渡り廊下の手摺、窓枠等）に劣化がみられます。
- ・建築から86年が経過した建物であり、電気設備や機械設備でも細かい箇所で錆などの経年劣化がみられます。

〔特別教室棟〕

- ・特別教室棟では、屋根の一部に浮きや軒下にシミがみられるが、大きな劣化箇所はみられませんでした。
- ・内部においても、人が多く通る入口付近の床材にシワがみられるが、劣化につながるものではありません。

主な劣化箇所

棟名	屋根	内部（天井）
第1校舎		
	・更衣室屋根の錆	・2階天井の漏水跡
外部建具		
	・雨樋の劣化	・手摺の錆

棟名	内部（床）	外部建具
特別教室棟	 ・床材の劣化	 ・雨樋金具の鏽

② 横瀬中学校

劣化の概況

校舎 3 棟、屋内運動場 1 棟の計 4 棟が劣化調査の対象となっています。

〔校舎 A 棟〕

- ・屋上の防水シートが破損し剥がれている箇所が数カ所みられます
- ・外壁の一部で爆裂がみられ、鉄筋の一部が剥き出しになっています
- ・窓枠の一部でシーリング材の劣化がみられます
- ・内部に関しては良好な状態です

〔校舎 B 棟〕

- ・屋根の防水シートが広範囲にわたり劣化がみられ、防水シートに穴が開き多数の破損がみられます
- ・ペントハウスの軒下が劣化し、塗装が剥がれています
- ・内部においても床の摩耗など経年劣化がみられます
- ・非常階段の踊り場で爆裂がみられます

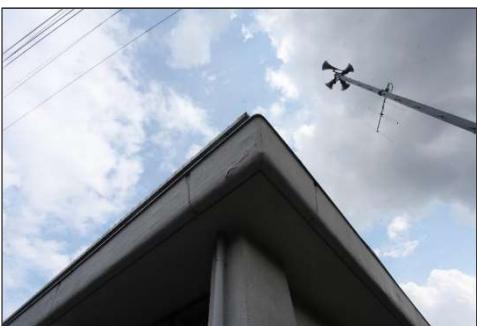
〔屋内運動場〕

- ・1階張り出し部分の屋根で防水シートが劣化しています
- ・外壁においては亀裂や塗装の浮きなどがみられ、軒下では塗装の剥がれがみられます
- ・外部建具の金属部分（出入口・配管）で鏽がみられます

〔倉庫（旧技術科室）〕

- ・屋根の部材が全体的に鏽で覆われています
- ・外壁の汚れや破損などが広範囲にみられ、劣化が進んでいます
- ・内部の床材、壁材が劣化しています

主な劣化箇所			
棟名	屋根	外壁	
校舎A棟	 <p>・防水シートの穴</p>	 <p>・階段下の爆裂</p>	
	 <p>・窓枠のシーリング材の劣化</p>	 <p>・内部は改裝されています</p>	内部
校舎B棟	 <p>・防水シートの劣化</p>	 <p>・P H軒下の劣化</p>	屋上
	 <p>・床材の摩耗</p>	 <p>・非常階段の爆裂</p>	外壁

棟名	屋根	天井
屋内運動場	 <ul style="list-style-type: none"> ・1階張出し部の劣化 	 <ul style="list-style-type: none"> ・天井に漏水跡がみられます
外壁	 <ul style="list-style-type: none"> ・軒先に亀裂及び塗装の浮きがみられます 	 <ul style="list-style-type: none"> ・外壁に亀裂がみられます
外部建具	 <ul style="list-style-type: none"> ・建具に錆などがみられ、劣化しています 	 <ul style="list-style-type: none"> ・配管が劣化しています
棟名	屋根	外壁・外部建具
倉庫 (旧技術 科室)	 <ul style="list-style-type: none"> ・屋根全体が錆で覆われています 	 <ul style="list-style-type: none"> ・外壁や外部建具が劣化しています

3-4 長寿命化の効果

- 文部科学省の試算ソフトを活用し、従来型〔建築後50年で改築〕と長寿命化型〔長寿命化を図る建物は建築後50年で長寿命化改修し80年まで使用。その他の建物は建築後50年で改築〕の維持・更新コストを算出します。
- 本計画における維持・更新コスト試算対象建物は9棟（表3-5参照）とします。

(1) 従来型の維持・更新コスト

- 従来型では、すべての建物を建築後50年で、すべての建物を改築した場合を想定します。
- 従来型の維持・更新コストは、今後40年間で約54億円、年平均約1.35億円となります。
- 過去5年間の施設関連経費の平均は約0.3億円で、1年あたり約4.5倍の費用がかかることがあります。特に2030年までの10年間では多くの建物が改築となり、多額の費用が見込まれます。

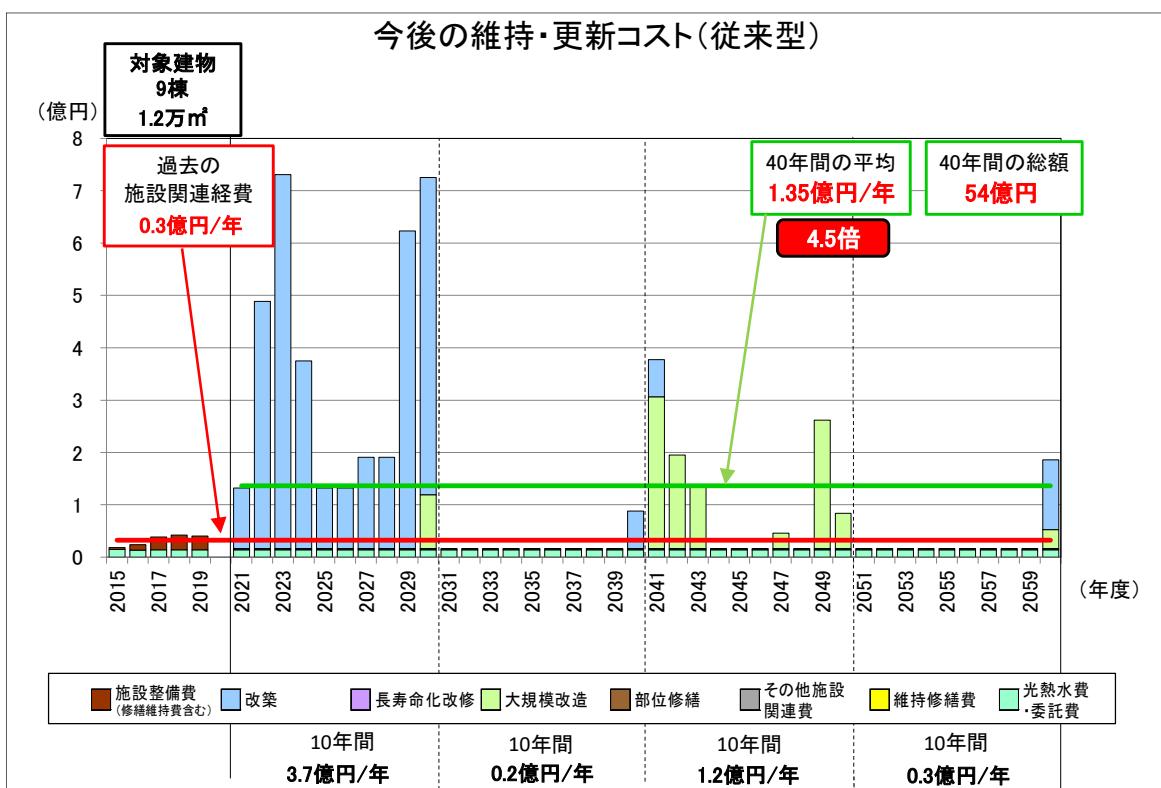


図3-9 今後の維持・更新コスト(従来型)

【コスト試算条件】

- ・基準年度：2020（令和2）年
- ・試算期間：基準年の翌年から40年間
- ・改築：更新周期50年

改築単価 330,000円／m²（公共施設等更新費用試算ソフト仕様書）

工事期間2年

実施年数より古い建物（築50年以上）の改修は10年以内に実施

- ・大規模改修：実施年数20年周期

工事期間1年

(2) 長寿命化型の維持・更新コスト

- 長寿命化型では、劣化状況や健全性を考慮して長寿命化判定を行い、建築後50年で長寿命化改修し80年まで使用する建物と、建築後50年で改築する建物に分類し、それぞれについて算出します。長寿命化判定結果は表3-6に示します。
- 長寿命化型の維持・更新コストは、40年間で約55億円、年平均約1.38億円となります。
- 過去5年間の施設関連経費の平均は約0.3億円で、1年あたり約4.6倍の費用がかかることがあります。2030（令和12）年までの10年間では、改築や長寿命化改修が集中するため、多額の費用がかかることがあります。
- 従来型の維持・更新コストと比較すると、40年間で約1億円の増加、年平均は約300万円の増加が見込まれ、学校施設の政策や劣化状況評価などを踏まえ、維持・更新コストの軽減を図る必要があります。

表3-6 長寿命化判定結果

通し番号	学校調査番号	施設名	建物名	構造	階数	延床面積(m ²)	建築年度	築年数	耐震安全性			長寿命化判定			劣化状況評価						備考		
									西暦	和暦	基準	診断	補強	調査年度	圧縮強度(N/mm ²)	試算上の区分	屋根・屋上	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備	健全度(100点満点)	
1	2001	横瀬小学校	第2校舎	RC	3	1,386	1960	S35	60	旧	済	済	H12		改築	-	-	-	-	0	R4年度解体		
2	2001	横瀬小学校	第1校舎	W	2	1,047	1933	S8	87	旧	済	済	H23		長寿命	B	B	B	C	66			
3	2001	横瀬小学校	第3校舎	RC	4	1,468	1973	S48	47	旧	済	済	H20		改築	-	-	-	-	0	R4年度解体		
4	2001	横瀬小学校	特別教室棟	S	1	432	1990	H2	30	新						改築	B	B	B	B	75	R5年度解体	
5	4651	横瀬中学校	校舎B棟	RC	3	1,166	1963	S38	57	旧	済	済	H22		改築	C	C	B	C	53			
6	4651	横瀬中学校	屋内運動場	S	2	2,157	1972	S47	48	旧	済	済	H23		改築	C	C	B	C	53			
7	4651	横瀬中学校	倉庫(旧技術科室)	S	1	355	1977	S52	43	旧	-	-			改築	C	C	C	C	40			
8	4651	横瀬中学校	校舎A棟	RC	4	2,974	1979	S54	41	旧	済	済	H22		長寿命	B	B	A	C	75			
9	K331	学校給食調理場	調理場	S	1	808	2010	H22	10	新						長寿命	B	B	B	A	81		

今後の維持・更新コスト(長寿命化型)

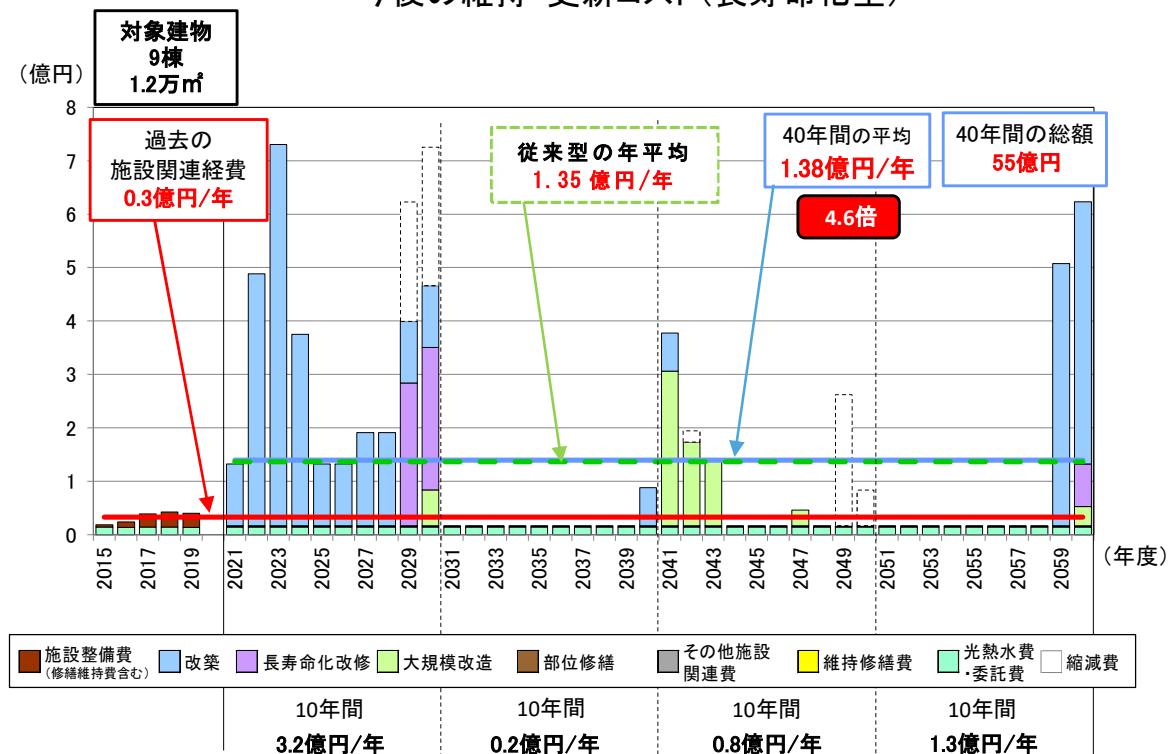


図3－10 今後の維持・更新コスト(長寿命化型)

コスト試算条件(長寿命化型)

<グラフの年表示>	
基準年度	2020
西暦	
試算期間: 基準年の翌年度から40年間	
改築	
<改築、要調査>	
更新周期	50 年
<長寿命>	80 年
※1 試算上の区分(改築、長寿命)ごとに更新周期を設定する。 試算上の区分が未記入の場合は「改築」と同条件で算出する。	
工事期間	2 年
実施年数より古い建物の改築を	10 年以内に実施
長寿命化改修	
<長寿命>	
改修周期	50 年
工事期間	2 年
実施年数より古い建物の改修を	10 年以内に実施
大規模改修	
改修周期	20 年周期
(ただし、改築、長寿命化改修の前後10年間に重なる場合は実施しない)	
部位修繕	※2
D評価:	今後 5 年以内に部位修繕を実施
C評価:	今後 10 年以内に部位修繕を実施
(ただし、改築・長寿命化改修・大規模改修を今後10年以内に実施する場合を除く)	
A評価:	今後 10 年以内の長寿命化改修から部位修繕相当額を差し引く
※2 軀体以外の劣化状況が未記入の場合は、部位修繕は算出されない。	

第4章 学校施設整備の基本的な方針等

4-1 学校施設の長寿命化計画の基本方針

- 総合管理計画における基本原則及び学校施設の目指すべき姿を踏まえ、学校施設の長寿命化計画の基本方針を、以下のとおり定めます。

横瀬町公共施設等総合管理計画
【公共施設等マネジメントの基本原則】
基本原則1：まちづくりの視点を持った施設の再編
基本原則2：コストの縮減と財源確保
基本原則3：計画的な保全による施設の安全性の確保



学校施設の目指すべき姿
○ 快適な学習環境を備えた学校施設
○ 安全で安心な学校施設
○ 効率的・効果的に持続可能な学校施設



学校施設長寿命化計画の基本方針
■ まちの伝統を継承し、充実した学習環境の創出 住民の記憶を受け継いできた横瀬小学校の木造校舎を大切に活かし、これと調和する建築様式を取り入れた横瀬小学校に改築し、末永く利用できるよう計画的な維持管理に努めていきます。
■ 劣化状況を踏まえた中学校施設の規模の適正化 老朽化が進んだ施設の廃棄、今後の教育活動需要を考慮した減築等を進め、横瀬中学校の規模の適正化に努めます。
■ 予防保全型の維持管理と計画的な修繕・改修等の実施 法定点検や教職員等による劣化状況調査等により、学校施設の劣化状況を把握し、予防保全型の維持管理を実施します。これらを実施することで、学校施設の長寿命化と財政負担の軽減を図っていきます。
■ 教育環境の充実と快適性を備え、環境にも配慮した学校づくり 学校施設を更新することで、生涯学習・文化・スポーツ等の拠点性の向上、災害時の防災拠点としての機能充実、「カーボン・マネジメント強化事業」に基づいた地球温暖化対策への貢献など、学校施設の充実と機能拡大に努めていきます。

4－2 学校施設の規模・配置計画等の方針

- 人口の減少、少子高齢化が進む中で、子どもたちの良好な学習環境の提供を維持するため、既存の2校（小学校1校、中学校1校）の体制を維持していきます。あわせて学校給食調理場も維持していきます。

4－3 改修等の基本的な方針

(1) 長寿命化及び予防保全の方針

- 学校施設の実態を踏まえつつ、目指すべき姿を実現していくための改修等の基本的な方針として、長寿命化や予防保全の方針、目標使用年数、改修周期等を示します。

① 長寿命化の方針

- 改築を前提とした老朽化対策から計画的な維持保全を行い、長寿命化を図る施設を設定し、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減・予算の平準化を図ります。
- 計画対象施設のうち、今後30年以上使い続ける建物は、長寿命化改修の実施を検討します。
- 長寿命化を図る施設については、大規模改造（機能回復）、長寿命化改修（機能向上）の実施により、経年の機能や性能の劣化を抑制するとともに、省エネルギー化やバリアフリー化等の社会的要件への対応をあわせて行います。

② 予防保全の方針

- 建物をできる限り長く使うため、適切な維持管理を行っていくことが重要です。そのためには、損傷や故障の発生に伴い修繕を行う「事後保全」ではなく、損傷が軽微である早期段階から予防的な修繕等を実施することで、機能・性能の保持・回復を図る「予防保全」を導入します。
- 「予防保全」を行うことにより、突発的な事故や費用発生を減少させ、施設の不具合による被害のリスクの緩和や、改修や維持管理に係る費用を平準化し、中長期的なトータルコストを低減することに努めます。

(2) 目標使用年数、改修周期の設定

① 目標使用年数の設定

- 軀体の構造別耐用年数等は下表に示すとおりで、各法令等で異なります。
- 「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引（文部科学省）」では、鉄筋コンクリート造の建物は「適切な維持管理がなされ、コンクリート及び鉄筋の強度が確保される場合には70～80年程度、さらに、技術的には100年以上持たせるような長寿命化も可能である」と示されています。

表4-1 各種法令等による躯体構造別の耐用年数

記号	建物構造	1.建築物の耐久計画	2.建築工事標準仕様書	3.減価償却	4.学校施設財産処分	5.公営住宅の耐用年数	6.都市再開発法
R C	鉄筋コンクリート造	60	65	学校用 47	H12年以前 60 H13年以降 47	耐火 70	学校 47
S	鉄骨造	重量鉄骨（肉厚6mm以上） 60		鉄骨造（肉厚4mm超）学校用 34	H12年以前 40 H13年以降 34	準耐火 45	学校 34
		軽量鉄骨（肉厚6mm未満） 40		鉄骨造（肉厚3mm超4mm以内）学校用 27			
				鉄骨造（肉厚3mm以内）学校用 19			
W	木造	学校用 60		学校用 22	H12年以前 24 H13年以降 22	30	学校 34

1. 建築物の耐久計画：建築物の耐久計画に関する考え方（1988年10月 日本建築学会）
2. 建築工事標準仕様書：建築工事標準仕様書（JASS5鉄筋コンクリート工事 2009年日本建築学会）
3. 減価償却：減価償却資産の耐用年数に関する省令（改正：平成30年3月31日 財務省令第31号）
4. 学校施設財産処分：学校施設の老朽化対策について～学校施設における長寿命化の推進～（平成25年3月 文部科学省）
5. 公営住宅法：公営住宅法施行令（改正：平成29年12月22日 政令第319号）
6. 都市再開発法：都市再開発法施行令（改正：平成30年6月6日 政令第183号）

- 各種法令等における躯体構造別の耐用年数を踏まえ、本計画での目標使用年数は、個別施設計画と同様に、以下のように設定します。

表 4－2 各種法令等による躯体構造別の耐用年数

建物の種別	標準耐用年数	目標使用年数
鉄筋コンクリート造	60 年	80 年
鉄骨造	45 年	65 年
木 造	30 年	50 年

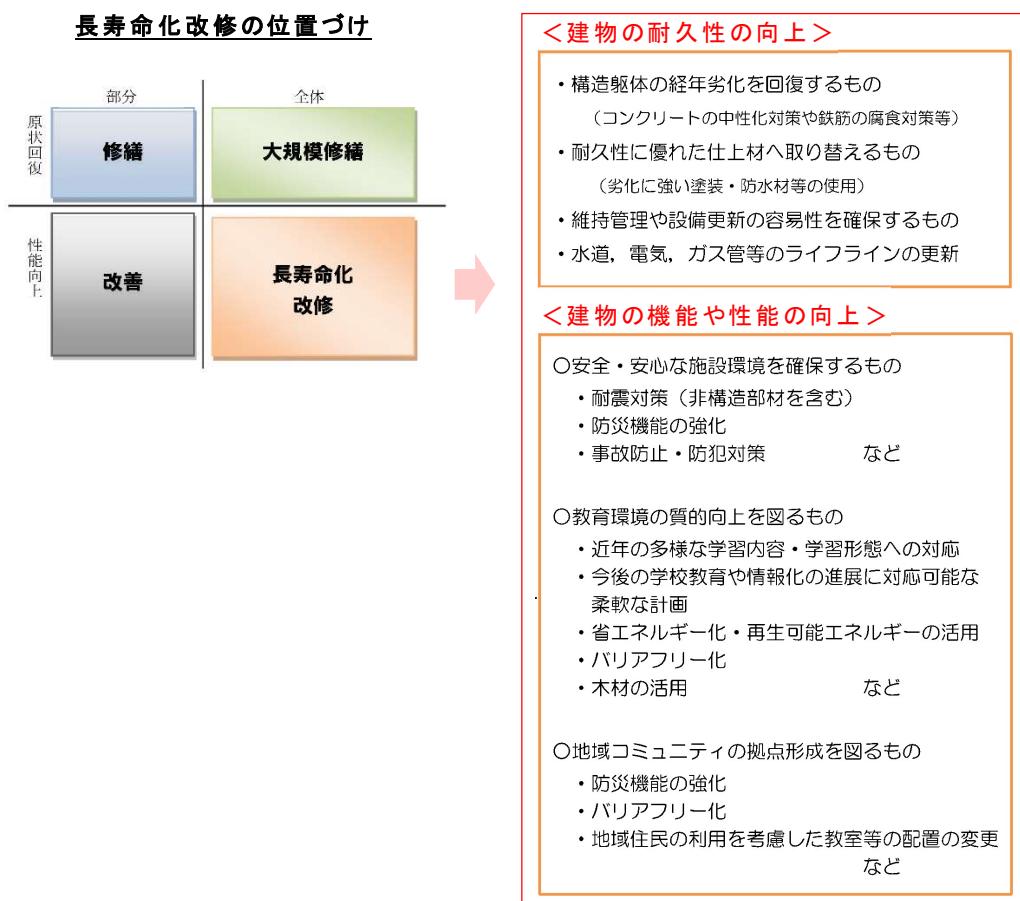
② 改修周期の設定

- 長寿命化を図る建物については、機能・性能の低下を防ぎ、建物を良い状態に保ちながら目標使用年数まで使用するために、適宜、大規模改修（原状回復等）や長寿命化改修（機能向上等）等を実施します。
- 長寿命化改修は、鉄筋コンクリート造の場合は、建築後 45 年頃までに実施して、目標使用年数の築 80 年までの使用を目指します。
- 鉄骨造については建築後 35 年頃までに実施して、目標使用年数の築 65 年までの使用を目指します。
- 木造については、通常建築後 25 年を目安に大規模改修を行い、目標使用年数の築 50 年までの使用を目指しますが、横瀬小学校木造校舎のような文化財的な建物については、別途保全対策を講じて永続的な利用を検討します。

第5章 基本的な方針等を踏まえた施設整備の水準等

5-1 改修等の整備水準

- 本町では、「第4章 学校施設整備の基本的な方針等」で示したように、快適性、安全・安心、持続可能などの観点から、適切な時期に長寿命化改修を実施し、目標耐用年数を概ね80年とした施設の長寿命化を図ります。また、老朽化が進み築年数が約50年程度の建物については、長寿命化よりも改築や減築などを行うことで費用が抑えられることがあるため、適宜検討を重ねて適切な対応を行います。
- 長寿命化改修では、躯体の経年劣化の回復やライフラインの更新等といった建物の建築当初の水準に戻すだけでなく、省エネルギー化や学習環境の向上など、現在の社会的ニーズに対応するために基本的性能の向上を図ります。



※「学校施設の長寿命化改修の手引(H26.1)」文部科学省より抜粋

(1) 建物の耐久性の向上

- 長寿命化改修の実施にあたっては、コンクリート中性化対策や鉄筋の腐食対策を行うことで、構造躯体における経年劣化の回復、劣化に強い塗装・防水材等の使用を通じ、耐久性に優れた仕上げ材への取り替えを進めていきます。
- また、維持管理や設備更新が容易になるよう、水道、電気、ガス管等のライフラインの更新も進め、建物の耐久性の向上を図っていきます。
- その他、ライフサイクルコストの向上や建物のエネルギー効率の向上、環境負荷低減の観点から、それぞれの部位ごとに耐久性の向上を図っていきます。

表5－1 建物の耐久性向上策

部 位	耐久性の向上策
屋根・屋上	〔防水材の設置〕 <ul style="list-style-type: none">・躯体や建物内部への漏水を防止し、建物の劣化を抑えるために、防水材を全面的に設置します・防水材の材料は、今後の供用年数を考慮し、塗膜防水、シート防水及びアスファルト防水等を想定します
外壁・内部仕上	〔壁面材による被覆〕 <ul style="list-style-type: none">・ひび割れ、浮き及び剥落等の重度な劣化を未然に防止するため、壁面材で部分的又は全面的に被覆し、躯体の劣化現象の進行を遅らせます・壁面材の材料は、塗膜仕上、モルタル仕上及びコンクリート打放し仕上等を想定します
電気設備 機械設備	〔物理的耐用年数の長い機器の選定〕 <ul style="list-style-type: none">・設備機器の老朽化対策では、日常点検、消耗部品の定期交換によって故障を未然に防ぐとともに、必要に応じて物理的耐用年数の長い機器を選定します

(2) 建物の機能や性能の向上

- 学校施設においては、耐震対策や防災機能の強化、事故防止・防犯対策などを通じ、安全・安心な施設環境の確保を進めていきます。
- また、近年のICTへの対応など新たな学習内容や学習形態に対応できる施設づくりを進めるとともに、「カーボン・マネジメント強化事業」に基づいた、省エネルギー化や再生可能エネルギーの活用を図るとともに、バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入を図ることで、子どもたちの教育環境の向上に努めます。

5－2 維持管理の項目・手法等

- 長寿命化を図るために、計画的に改修工事などを行うだけでなく、日常的・定期的に施設の点検や清掃、情報管理等を行う必要があります。そのため、建築基準法第12条に基づく点検、電気設備や機械設備等の定期点検を実施するとともに、建物の劣化状況調査も定期的に実施します。
- 点検等の結果や劣化状況調査結果に基づいて、対象部位ごとに予防保全、事後保全の対処方法を決定し、計画的に修繕を行います。
- 劣化状況調査や点検等の結果及び修繕履歴等については、町で保有する竣工図等の各種データと合わせて蓄積し、今後の長寿命化改修の時期の検討に活用します。
- 建物は、耐用年数が異なる様々な部位・設備で構成されているため、劣化した場合の安全性、執務等の施設機能への影響等を踏まえ、下表の部位・設備ごとの対応手法を基本として保全します。

表5－2 対象部位別の対応手法

部位・設備	劣化の考え方	保全手法	主な内容
屋根・屋上	○劣化が進めば、防水効果が薄れて漏水を引き起こし、構造躯体の劣化や室内の仕上げ材及び設備機器の損傷を招く ○構造躯体の脆弱化を予防するため、漏水を未然に防ぐなどの早期の対応が求められる	予防保全	○防水材、塗装、シーリング材の定期的な更新など
		事後保全	○破損箇所の修繕など
外壁・外部建具	○劣化が進めば、防水効果が薄れて漏水を引き起こし、構造躯体の劣化や室内の仕上げ材及び設備機器の損傷を招く ○タイル等の仕上材の落下により、人的被害が発生する危険性が高まる	予防保全	○塗装、シーリング材の定期的な更新など ○タイル等仕上げ材の剥離箇所の定期的な調査と修繕など
		事後保全	○破損箇所の修繕など
内部	○美観への影響等を除けば、破損等が生じてからの対応でも大きな支障がない	事後保全	○破損箇所の修繕など
電気設備・機械設備	○適切な維持管理が行われていないと機能低下・機能停止による施設機能が停止する等の深刻な運営上の影響がある ○各点検等の義務付け、厳守るべき保安規程、清掃の義務付け等がある	予防保全	○点検・部品交換、オイル交換、機器交換など

第6章 長寿命化の実施計画

6-1 改修等の優先順位づけと実施計画

(1) 改修等の優先順位づけ

① 長寿命化改修、大規模改造、改築の考え方

- 学校施設の改修等の考え方は、建築年度の古い順に劣化状況を勘案して検討します。ただし、横瀬小学校第一校舎（木造校舎）のような伝統的な建築物に関しては、別途保全方策を検討するものとして、この考え方からは除外します。
- 限りある予算で対策を講じる必要があるため、改修等は校舎、屋内運動場、給食センターで実施することを基本とします。

② 部位・設備に関する考え方

- 劣化が著しい部位・設備がある場合は、修繕等を優先的に実施します。



評価	基準	修繕等の優先度
A	おおむね良好	低
B	部分的に劣化（安全上、機能上、問題なし）	普通
C	広範囲に劣化（安全上、機能上、不具合発生の兆し）	優先
D	早急に対応する必要がある (安全上、機能上、問題あり) (躯体の耐久性に影響を与えている) (設備が故障し、施設運営に支障を与えている) 等	最優先

図6-1 部位・設備別修繕等の優先度の考え方

(2) 学校施設の実施計画

- 学校施設の直近5年の実施計画は、以下のとおりです。

表6-1 直近5年の整備計画

事業名称	年度	2021		2022		2023		2024		2025	
		R3	事業費	R4	事業費	R5	事業費	R6	事業費	R7	事業費
新增築事業	横瀬小 (新築Ⅰ期)	706	横瀬小 (新築Ⅱ期)	491							
改築事業			横瀬小 第2第3校舎 解体	98	横瀬小 特別教室棟 解体	15			横瀬中 校舎B棟 解体		38
大規模改修(老朽)	横瀬小 第1校舎 断熱・建具	29	横瀬中 校舎A棟 電気・機械	143	横瀬小 第1校舎 図書室	32					
部位修繕			給食調理場	3					給食調理場		9
その他施設整備費					横瀬小 外構整備	64			横瀬中 倉庫(旧技術科室) 解体		12
合計		735		735		111		0			59

6－2 維持・更新等費用の見通し

- 長寿命化を図る建物について、今後計画的に修繕・更新等をした場合の費用の見通しを把握します。

(1) 算定条件

① 修繕・更新周期の設定

- 「平成31年版建築物のライフサイクルコスト（一般財団法人建築保全センター）」の標準的な修繕・更新周期を参考にして、主要な部位・設備等の修繕・更新周期を以下のとおり設定します。

表6－2 修繕・更新周期

部位・設備		学校モデル周期（年）			
		校舎		体育館	
建築部位	屋根・屋上	修繕	更新	修繕	更新
	外壁	5	25	5	25
	外部建具	20	40	20	40
電気設備	受変電	20	40	20	40
	通信・情報	15	30	0	0
機械設備	空調	5	25	5	25
	換気	10	30	5	30
	給排水	15	30	–	30
	消火	15	30	–	–

② 改修時期の設定

- 改修の時期は、建物の構造、建築年を踏まえて、以下のとおり設定します。なお、木造建物については、大規模改修にて長寿命化を図ります。

表6－3 改修時期の設定

建物の構造	改修時期
鉄筋コンクリート造(RC造)	45年（長寿命化改修）
鉄骨造(S造)	35年（長寿命化改修）
木造(W造)	25年（大規模改修）

③ 建物の劣化を考慮した平準化の設定

a) 改修等の優先度の設定

- 改修等を実施する優先度は、劣化度評価の総合評価点を用いて設定します。
- 改修等の優先度は、優先順位を明確にするために、劣化度評価の総合評価点から優劣をつけ、点数が低い（劣化が著しい）棟では優先度を「高」と、点数が高い（劣化していない）では優先度を「低」に位置づけ、「高」では経過年数に応じた周期で長寿命化改修を実施し、「低」では数年程度長寿命化改修を先送りすることを考慮して設定します。

b) 劣化度評価区分に応じた平準化の設定

- 劣化度評価の結果を踏まえて、部位・設備等の修繕・更新の時期や長寿命化改修の時期を調整し、費用の平準化を図ります。
- 劣化度評価の区分に応じた修繕・更新等の先送りや前倒しは、表 6－6 のとおり設定します。

表 6－6 劣化度評価区分に応じた平準化の設定

評価区分	設 定
A	修繕・更新時期を 5 年先送りします。
B	経過年数に応じた周期で修繕・更新を実施します。
C	劣化が進んでいるため、修繕・更新時期を数年程度前倒しします。
D	早急に対応する必要があるため、5 年以内に修繕・更新を実施します。

(2) 改修・更新等費用の見通し

- これまでの設定条件のもと、改修・更新等費用を算出する建物を対象に、『標準使用年数まで維持した場合の修繕・更新等費用〔従来型〕』、『目標使用年数まで維持した場合の修繕・更新等費用〔長寿命化型〕』を試算します。
- 試算対象施設は、表6-8のとおりとします。

表6-8 修繕・更新等費用(LCC)算定対象施設一覧

施設名称	棟名	経過年数	延床面積(m ²)	構造	保全方法	使用年数	LCC対象
横瀬小学校	第2校舎	60	1,386	R C造	事後	標準	○
	第1校舎	70以上	1,047	W造	予防	目標	○
	第3校舎	48	1,468	R C造	事後	標準	○
	配膳室(第3校舎)	42	33	R C造	事後	標準	
	物置	49	10	W造	事後	標準	
	プール付属屋	25	105	R C造	事後	標準	
	特別教室棟	31	432	S造	予防	標準	○
	配膳室(第2校舎)	19	10	S造	事後	標準	
	倉庫(スポーツ交流館裏)	12	66	W造	事後	標準	
	トイレ(第2グラウンド)	24	21	W造	事後	標準	
	昇降口(倉庫)	57	23	S造	事後	標準	
	倉庫(第2グラウンド)	26	43	S造	事後	標準	
横瀬中学校	トイレ(第1校舎)	16	43	W造	事後	標準	
	貯蔵庫	49	5	S造	事後	標準	
	校舎B棟	57	1,166	R C造	事後	標準	○
	屋内運動場	48	2,157	S造	事後	標準	○
	倉庫(旧技術科室)	44	355	S造	事後	標準	○
	プール付属屋	42	116	S造	事後	標準	
	校舎A棟	41	2,974	R C造	予防	標準	○
	倉庫(校庭南)1	53	27	S造	事後	標準	
	倉庫(校庭南)2	28	26	S造	事後	標準	
	倉庫(B棟裏)	28	43	S造	事後	標準	
学校給食調理場	自転車置場1	21	31	S造	事後	標準	
	自転車置場2	21	45	S造	事後	標準	
	倉庫(屋内運動場裏)	18	47	S造	事後	標準	
	倉庫(校庭南)3	10	66	W造	事後	標準	
	調理場	11	808	S造	予防	目標	○
	車庫	11	52	S造	事後	標準	

① 標準使用年数まで維持した場合の修繕・更新等費用〔従来型〕

- 標準使用年数まで維持した場合の 40 年間の修繕・更新等費用の合計は、約 51.7 億円、1 年間の平均は約 1.3 億円と試算されます。
- 2023（令和 5）年頃までは横瀬小学校の建替え事業により、多くの費用が発生します。その後、2025（令和 7）年に横瀬中学校 B 棟の改築、2026（令和 8）年に横瀬中学校屋内運動場の改築の時期を迎えます。また、2039（令和 21）年には横瀬中学校 A 棟の改築、2054（令和 36）年には学校給食調理場の改築の時期を迎え、これらの年では多額の費用が見込まれます。

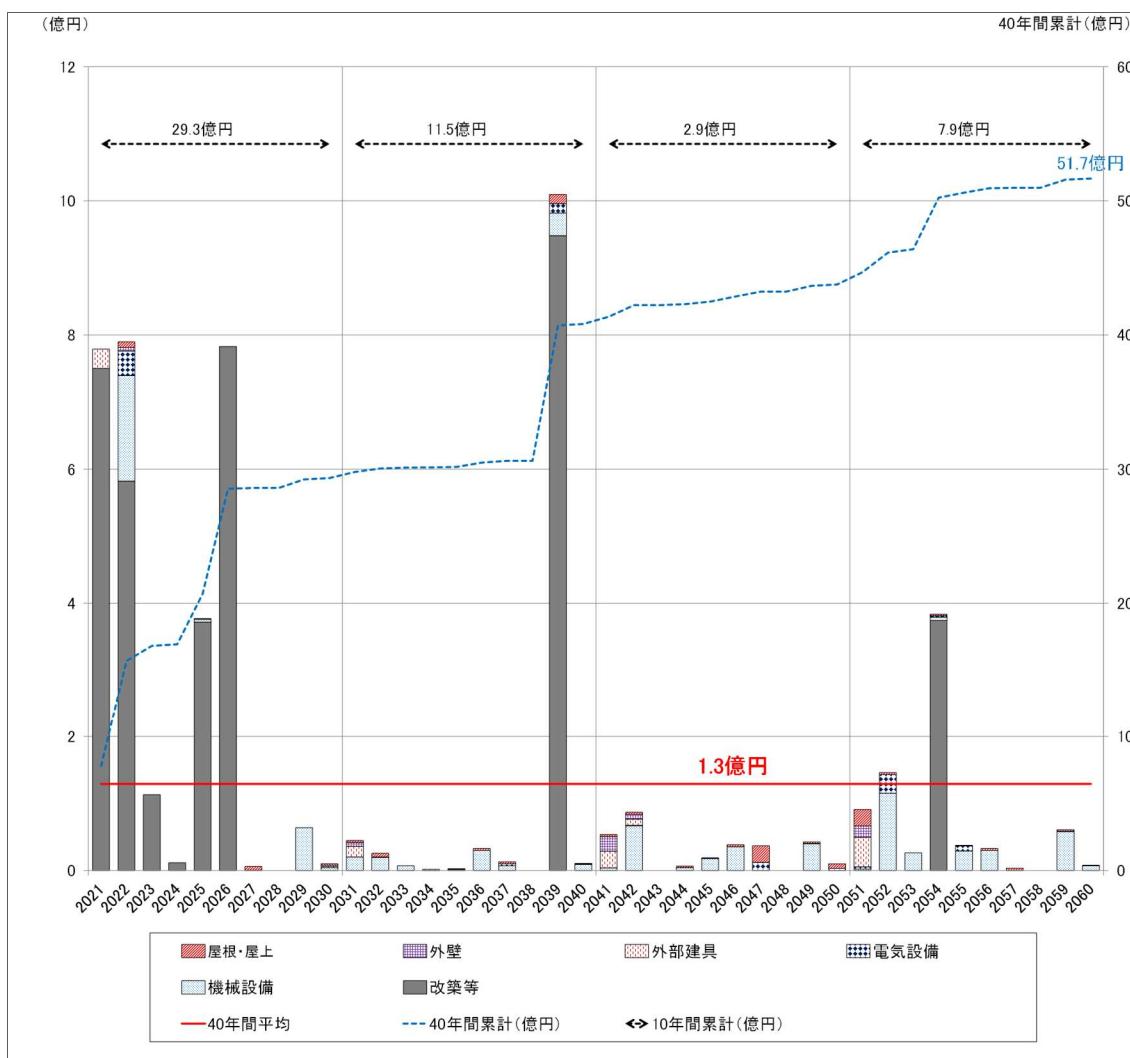


図 6 – 2 標準使用年数まで維持した場合の修繕・更新等費用

② 目標使用年数まで維持した場合の修繕・更新等費用〔長寿命化型〕

a) 標準的な修繕・更新周期

- 長寿命化して目標使用年数まで維持した場合の 40 年間の修繕・更新等費用の合計は、約 53.5 億円、1 年間の平均は約 1.3 億円と試算されます。
- 「①標準耐用年数まで維持した場合（従来型）」と比較すると、40 年間の修繕・更新等費用は約 1.8 億円上回ると試算されます。
- 従来型より長寿命化型が上回る要因は、従来型では改築のみとなっていた横瀬中学校 A 棟が 2024（令和 6）年に長寿命化改修、2059（令和 41）年に改築を迎えることによるものです。

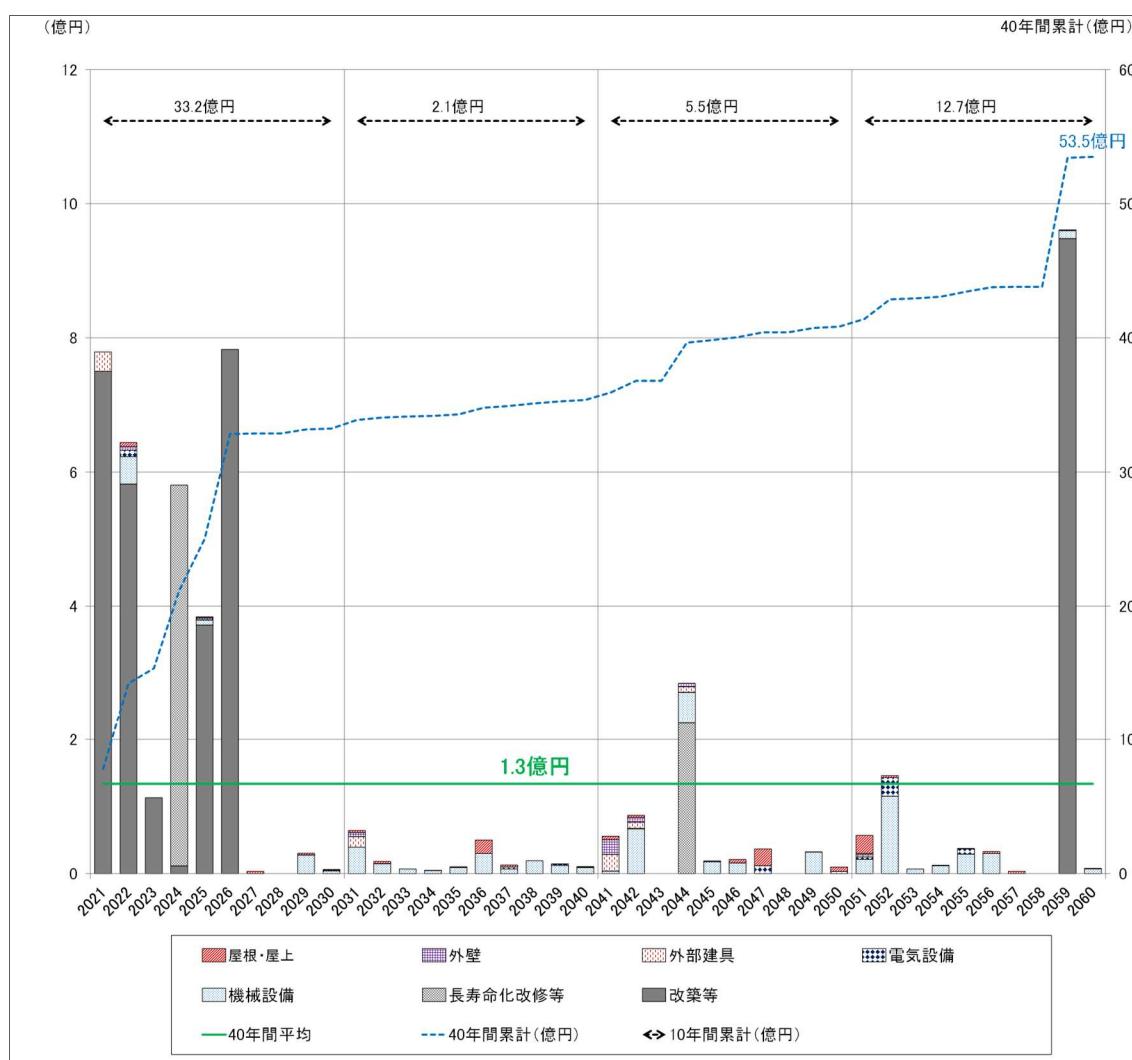


図 6－3 目標使用年数まで維持した場合の修繕・更新等費用
(標準的な修繕・更新期間)

b) 劣化度評価及び行政政策を踏まえて、平準化した修繕・更新周期

- 劣化状況評価と行政政策を考慮し、長寿命化改修時期、部位別の修繕・更新時期を平準化して目標使用年数まで維持した場合では、40年間の修繕・更新等費用の合計は、約44.8億円、1年間の平均は約1.1億円と試算されます。
- 「標準的な修繕・更新期間」と比較すると、40年間で約6.9億円が軽減できると試算されます。
- 行政政策については、以下の方針を設定します。

<横瀬小学校>

- ・建替えが予定されている横瀬小学校の「第2校舎」、「第3校舎」、「配膳室（第2校舎）」、「配膳室（第3校舎）」は解体し、これらの校舎の機能等を集約した新校舎を2020（令和2）～2022（令和4）年度にかけて新築します。
- ・「第1校舎」については、伝統的な建築形態を未来へ引きつぐため、改修して存続させていきます。
- ・「特別教室棟」については、新校舎にその機能を集約し、2023（令和5）年度に解体します。

<横瀬中学校>

- ・横瀬中学校の「校舎A棟」は、横瀬町人口ビジョンから今後想定される生徒数の減少などを踏まえ、教室数の適正化・機能集約を図るため、長寿命化改修を実施せず、標準耐用年数まで使用したのち改築します。
- ・横瀬中学校の「校舎B棟」は、劣化が著しいため長寿命化改修を実施せず、標準耐用年数まで使用したのち、主に特別教室棟の機能を集約して、2025（令和7）年度から2027（令和9）年度に改築します。
- ・「倉庫（旧技術科室）」は、標準耐用年数まで使用したのち、2025（令和7）年度に解体します。機能は改築後の校舎に集約します。
- ・「屋内運動場」は、平成13年度に大規模改造を実施していますが、改修後19年が経過し、屋根や外壁などに劣化がみられ、標準耐用年数が経過していることなどから、校舎B棟改築終了後の2028（令和10）年度から2029（令和11）年度に改築します。

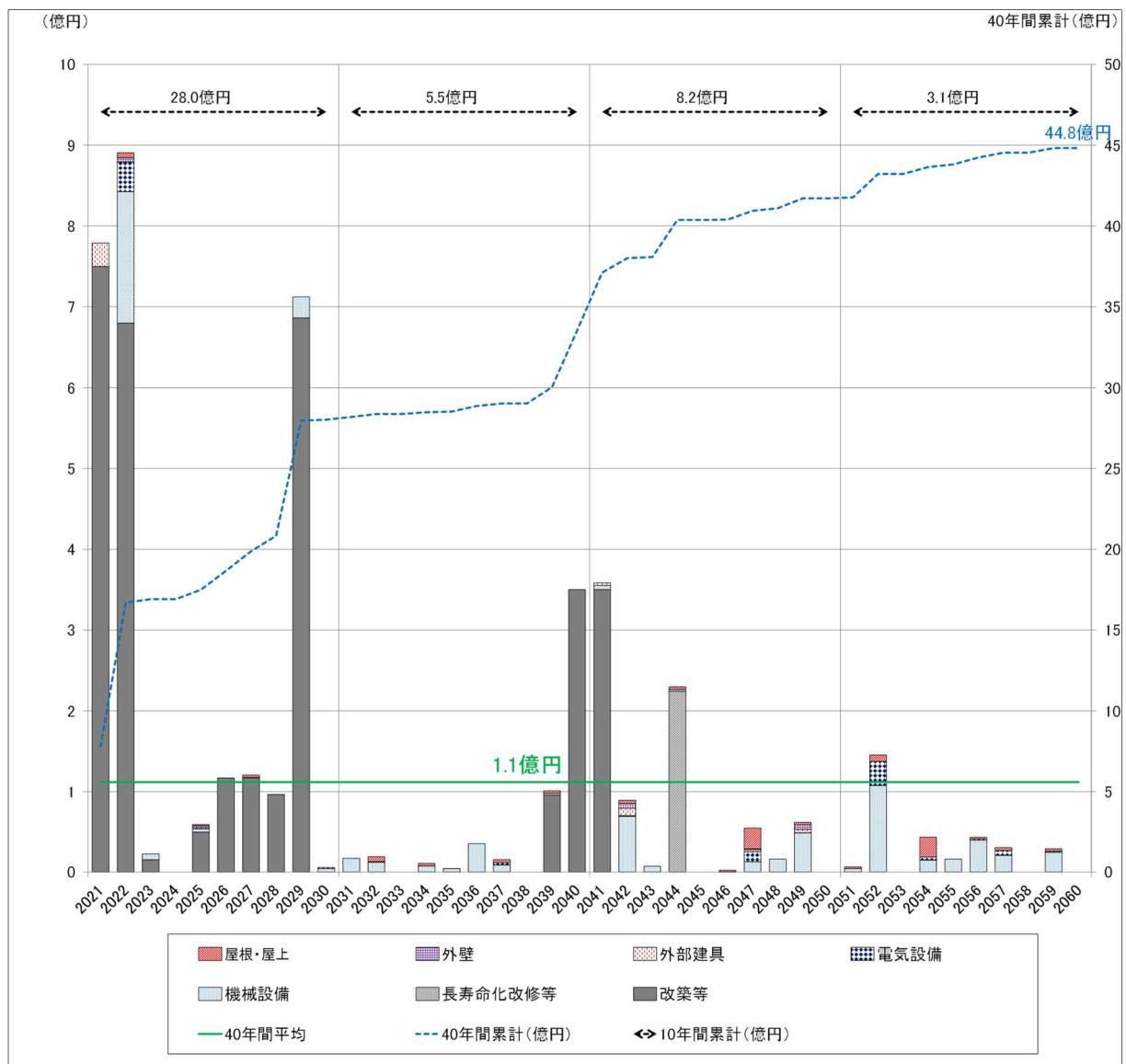


図 6－4 目標使用年数まで維持した場合の修繕・更新等費用
(平準化した修繕・更新期間)

(3) 修繕・更新等の時期の目安

○ 長寿命化を図る建物の今後10年間の修繕・更新等の実施時期の目安は、以下のとおりです。なお、表は建築年度と各部材の一般的な耐用年数を基にした修繕・更新等のおおむねの実施時期の目安であり、劣化状況、財政事情等を総合的に勘案しながら、適宜実施するものとします。

表6-9 今後10年間の修繕・更新等のおおむねの実施時期の目安

施設名	棟名称	2021～2030年									
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
横瀬小学校	第1校舎	屋根・屋上									
		外壁	改修					修繕			
		外部建具	改修								
		電気設備		更新				修繕			
		機械設備		更新					修繕		
横瀬小学校	第2校舎	屋根・屋上	解体								
		外壁									
		外部建具									
		電気設備									
		機械設備									
横瀬小学校	第3校舎	屋根・屋上	解体								
		外壁									
		外部建具									
		電気設備									
		機械設備									
横瀬小学校	特別教室棟	屋根・屋上	解体								
		外壁									
		外部建具									
		電気設備									
		機械設備									
横瀬小学校	校舎	屋根・屋上	建築	建築							
		外壁									
		外部建具									
		電気設備									
		機械設備									
横瀬中学校	校舎A棟	屋根・屋上	修繕					修繕			
		外壁									
		外部建具									
		電気設備		更新				修繕			
		機械設備		更新					修繕		
横瀬中学校	校舎B棟	屋根・屋上					解体				
		外壁									
		外部建具									
		電気設備									
		機械設備									
横瀬中学校	屋内運動場	屋根・屋上	修繕						解体		
		外壁									
		外部建具									
		電気設備									
		機械設備		修繕							
横瀬中学校	倉庫（旧技術科室）	屋根・屋上					解体				
		外壁									
		外部建具									
		電気設備									
		機械設備									
横瀬中学校	校舎B棟	屋根・屋上					建築	建築			
		外壁									
		外部建具									
		電気設備									
		機械設備									
横瀬中学校	屋内運動場	屋根・屋上							建築		
		外壁									
		外部建具									
		電気設備									
		機械設備									
学校給食調理場	調理場	屋根・屋上					修繕				
		外壁					修繕				
		外部建具					修繕				
		電気設備					修繕				
		機械設備		修繕			修繕				修繕

第7章 長寿命化計画の継続的運用方針

7-1 情報基盤の整備と活用

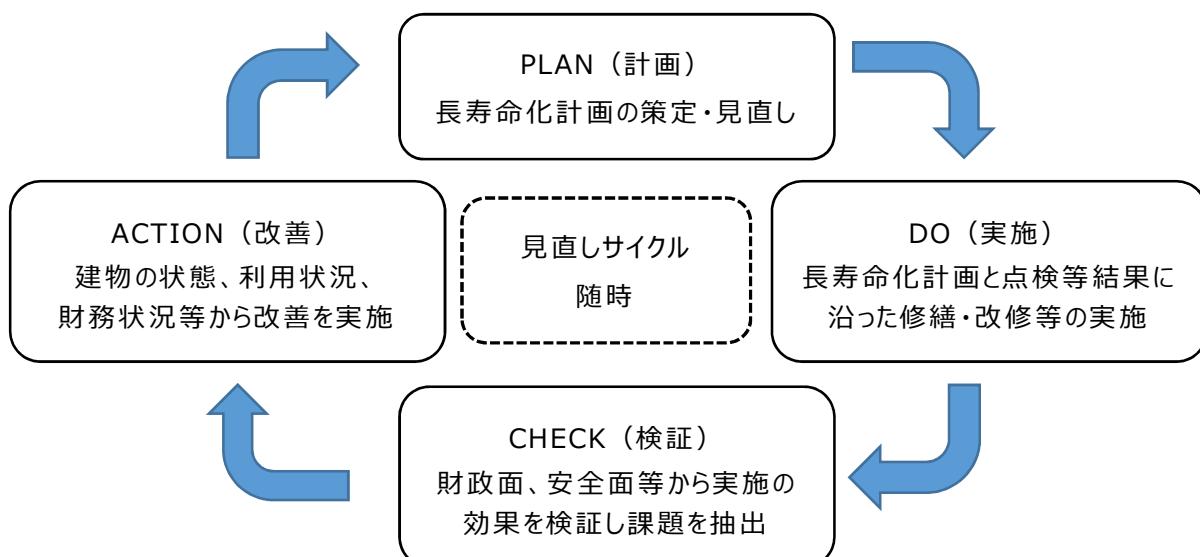
- 施設の基本情報、光熱水費、修繕履歴等の情報をデータベースに整理して、一元管理することにより、計画的かつ効率的な維持管理を推進します。

7-2 推進体制等の整備

- 計画を継続的に実施するために、教育委員会を中心に関係課と連携し、全庁的な体制で取り組んでいきます。
- 学校施設の維持管理については、各学校の職員による劣化状況調査や法定点検による報告書を活用して、不具合の早期発見と修繕対応を図ります。

7-3 フォローアップ

- 計画の進捗状況を把握・評価し、状況に応じて適切に改善を行います。
- PDCAサイクルの考え方に基づいて計画の推進に取り組みます。特に、計画の見直しに際しては、長寿命化の実施状況、老朽化の状況を評価し、再検討を行います。



主な用語の定義

長寿命化	建物を将来にわたって長く使い続けるため、耐用年数を延ばすこと。
保全	建物や設備が完成してから取り壊すまでの間、その性能や機能を良好な状態に保つほか、社会・経済的に必要とされる性能・機能を確保し、保持し続けること。保全のための手段として、点検・診断、改修等がある。
予防保全	損傷が軽微である早期段階から、機能・性能の保持・回復を図るために修繕等を行う、予防的な保全のこと。なお、あらかじめ周期を決めて計画的に修繕等を行う保全のことを「計画保全」という。
事後保全	老朽化による不具合が生じた後に修繕等を行う、事後的な保全のこと。
維持管理	建物や設備の性能や機能を良好な状態に保つほか、社会・経済的に必要とされる性能・機能を確保し、保持し続けるため、建物や設備の点検・診断を行い、必要に応じて建物の改修や設備の更新を行うこと。
修繕	経年劣化した建物や設備の部分を、既存のものとおおむね同じ位置におおむね同じ材料、形状、寸法のものを用いて原状回復を図ること。
更新	既存の建物や設備を新しく改めること。建物の場合は、「改築」と同義ととらえてよい。
改築	建物を建て替えること。
改修	経年劣化した建物の部分又は全体の原状回復を図る工事や、建物の機能・性能を求められる水準まで引き上げる工事を行うこと。
長寿命化改修	長寿命化を行うために、物理的な不具合を直し耐久性を高めることに加え、機能や性能を求められる水準まで引き上げる改修を行うこと。

**横瀬町学校施設長寿命化計画
令和2年12月**

**横瀬町役場 まち経営課
〒368-0072 埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬 4545
TEL : 0494-25-0111(代)**